

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防訓練指導手当)</p> <p>第11条の7 条例第9条の7第1項に規定する「人事委員会の定める業務」とは、<u>消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）</u>別表第1から別表第6までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職業訓練指導手当の額)</p> <p>第11条の9 条例第9条の9第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に100分の7（<u>給与条例別表第3のア教育職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100分の4）</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（<u>昭和40年国家公安委員会規則第3号</u>）第2条に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業</p> <p>ア 検視作業及び解剖立会作業 作業1回につき、<u>それぞれ3,200円</u></p>	<p>(消防訓練指導手当)</p> <p>第11条の7 条例第9条の7第1項に規定する「人事委員会の定める業務」とは、<u>岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）</u>別表第1から別表第6までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職業訓練指導手当の額)</p> <p>第11条の9 条例第9条の9第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に100分の7（<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）</u>別表第3のア教育職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（<u>平成6年国家公安委員会規則第18号</u>）第2条に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業</p> <p>ア 検視作業</p> <p>(ア) 検視官室長が行う検視作業 作業1回につき<u>3,200円</u></p> <p>(イ) (ア)に規定する職員以外の職員が行う検視作業 作業1回につき <u>1,600円</u>（心身に著しい負担を与える<u>と人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては</u></p>

<p>イ 死体解剖の補助作業 作業<u>1日</u>につき 3,200円</p> <p>ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業<u>1日</u>につき 1,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>8 同一の日において、第4項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる作業のうち同項第1号アに掲げる作業を含む2以上の作業に従事した場合には同号イに掲げる作業に係る手当及び同項第2号に掲げる作業に係る手当を、同項第1号イに掲げる作業及び同項第2号に掲げる作業に従事した場合には同号に掲げる作業に係る手当を、<u>前項第6号イに掲げる作業及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額</u>)</p> <p>イ 死体解剖の<u>立会作業又は補助作業</u> 作業<u>1回</u>につき 3,200円</p> <p>ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業<u>1回</u>につき 1,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>8 同一の日において、第4項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる作業のうち同項第1号アに掲げる作業を含む2以上の作業に従事した場合には同号イに掲げる作業に係る手当及び同項第2号に掲げる作業に係る手当を、同項第1号イに掲げる作業及び同項第2号に掲げる作業に従事した場合には同号に掲げる作業に係る手当を支給しない。</p> <p>9 同一の死体について、第7項第6号ア及び同号ウに掲げる<u>作業に従事した場合には、同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。